

高槻市境界確定事務取扱要領

第1条 (目的)

この要領は、高槻市都市創造部管理課が所管する用地（以下「公共用地」という。）に関する境界確定事務に必要な事項を定めるものとする。

第2条 (定義)

「境界確定」とは、公共用地とこれに隣接する土地（以下「申請地」という。）との境界の全部（特別な理由がある場合は一部）について、市長、申請地所有者及び関係者が協議してこれを定め、書面をもって明らかにすることをいう。

第3条 (申請書)

境界確定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に様式第1号の境界確定申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 申請書には、申請書裏面に記載されている書類を添付するものとする。

第4条 (申請者)

申請者は、申請地の土地所有者（登記名義人）とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

- (1) 共有地の場合は原則として共有者全員とする。ただし、一人の共有者が他の共有者の委任を受けて依頼することができる。（様式第12号）
 - (2) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、相続人のうちの一人が他の相続人の委任を受けて依頼することができる。（様式第12号）
 - (3) 法人が土地所有者の場合はその法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は破産している場合は、清算人又は管財人とする。
 - (4) 土地所有者が未成年者及び成年被後見人の場合は、土地所有者名を記して法定代理人が併記押印、及び証明書を添付して申請できるものとする。
- 2 境界確定が終了するまでの間に、申請地の所有者が変更された場合は、申請者（土地所有者）変更届（様式第16号）を提出すること。

第5条 (申請の特例)

土地所有者において特別な理由がある境界確定の申請については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 都市計画法に基づく開発行為等を実施しようとする場合、その他特別な理

由がある場合には、その事業者が土地所有者に代わって申請することができる。

ただし、土地所有者の委任を受けて行なわなければならない。(様式第3号)

- (2) 国、地方公共団体、その他市長が認める公的機関において実施する境界確定（以下「公共明示」という。）については、その事業者が土地所有者に代わって行なうことができる。

また、特例として可能な範囲で事務の簡素化を図ることとする。

第6条（境界確定事務の代行）

申請者は、境界確定にかかわる事務を次項の第三者に代行させることができる。

この場合、申請者は代行者に行わせる事務を記載した委任状（様式第2号）を申請書に添付しなければならない。

- 2 代行者は、土地家屋調査士・測量士・測量士補とする。ただし、市長が特別に認めた場合はこの限りではない。

第7条（申請書の審査）

市長は、申請書が提出されたとき遅滞なく（7日間程度）要件を満たしているか否かの審査を行ない、不備があるものについては、申請者又は代行者に補正を求めるものとする。

第8条（申請書の受理及び手数料の納付）

市長は審査完了した申請書を提出日付で受理するものとし、申請者は、高槻市手数料条例第2条第1項第10号に規定する手数料（1筆毎1040円）をすみやかに納付しなければならない。

第9条（受理できない申請書）

申請書を受理することが適当でないと認められる次に掲げる各号の場合は、市長は原則として申請書を受理しないものとする。

- (1) 申請地が所有権確認、境界確定等の係争中の土地。
- (2) 法務局備付地図（公図）と現況が相違している土地。ただし、地図訂正を行うことを前提に申請する場合はこの限りでない。
- (3) その他の疑義があるとき。

第10条（現地立会）

境界確定について、市長、申請者及び関係者（市長が、立会の必要があると認めた隣接地所有者、対側地所有者及び地元関係者等）は、資料等に基づき、原則

として現地で立会うものとする。

- 2 境界確定のための現地立会を行うときは、申請者及び代行者が事前に日時及び場所について関係者と調整し、連絡するものとする。
- 3 申請者（又は代理人）が欠席したとき及び、地元関係者の立会が必要な場合で、地元関係者が欠席した場合の立会は不成立とする。ただし、特別な理由がある場合を除く。

第11条 （立会者調書）

立会の際、立会者は、市長の求めに応じて、立会者調書（様式第13号）に住所氏名を記載する。

第12条 （境界点標識の設置）

申請者又は代行者は、境界が確定した場合、現地において境界標識を設置しなければならない。

第13条 （権原の取得）

境界確定において、市認定道路区域内に申請地が存することが判明した場合、市は申請者に対し、土地の寄附等により、当該地の管理権原を求める。

第14条 （境界確定図の作成）

申請者又は代行者は、現地立会等の後、境界を明確にするために境界確定図を提出し、市長の確認を得なければならない。

- 2 前項の図面は境界確定図記載例を参考にして作成すること。
- 3 境界確定図は、特別な場合を除き、高槻市公共測量作業規程、基準点測量作業要綱に準じて市基準点を使用し公共座標により測量した成果を図化するものとする。

第15条 （承諾）

前条の市長による確認を得たときは、申請者または代行者は境界確定図に申請者及び関係者の住所、氏名の記載及び押印したものを提出するものとする。また、関係者の承諾に代わるものとして筆界確認書を提出することができる。

第16条 （誓約書の取扱）

境界確定により、公共用地を越境して使用していることが判明したが、行政財産としての機能及び維持管理に影響が小さく、経緯経過が善意であるとともに、社会通念上相当の理由がある場合は、将来的な撤去を誓約する書類（様式第5号）

を提出する場合に限り、越境物の当面の設置を認めるものとする。

第17条 (境界確定図の再交付)

既に境界が確定した土地において、当該土地所有者が境界確定図の再交付を受けようとするときは、境界確定(明示指令)図再交付申請書(様式第6号)を提出するものとする。

- 2 申請者は高槻市手数料条例第2条第1項第11号に規定する手数料(1件200円)を納付しなければならない。
- 3 土地所有者および相続人(相続関係証明書を添付)が複数の場合であっても、その内一人で申請することができる。

第18条 (解約の申出)

既に確定した境界線を現地で復元することが困難な場合及び市長が妥当と認める場合に、当該土地所有者は、市長に境界確定解約申出書(様式第9号)を提出し、新規申請を行なうことができる。ただし、既確定線の解約を申し出る場合には、原則として事前に市長と協議するものとする。

第19条 (申請書の返戻及び処分)

次の各号にあっては、申請書を返戻する。ただし、申請書を保留すべき事情がある場合は、その限りでない。

- (1) 申請書が受理された後に第9条に該当することが判明した場合。
 - (2) 申請者と市長とが、境界線について合意が得られない場合。
 - (3) 申請者又は代行者の申出により、境界確定申請取下書(様式第11号)が提出された場合。
 - (4) 申請日より1年を経過しても立会が成立しない場合。
 - (5) 立会日より6ヶ月を経過しても境界確定図の提出がない場合。
- 2 返戻の通知の後、引取りされないものについては、高槻市文書取扱規程に基づいて処分するものとする。

第20条 (境界確定図の閲覧及び写しの提供)

境界確定(明示指令)図は閲覧し、又は写しの交付を受けることができる。

- 2 境界確定(明示指令)図の写しの交付を受けようとする者は、境界確定(明示指令)図写し交付申出書を提出するものとし、高槻市手数料条例第2条第1項第24号に基づき手数料(1枚200円)を納付しなければならない。
- 3 当該地及び付近地に境界確定申請がなされている場合は、境界確定の参考資料であるため、境界確定申請者又は代行者に無償で交付するものとする。

- 4 交付する図面は、高槻市情報公開条例第6条第1項第1号及び同項第2号に基づき、住所、氏名、印影及び位置図（個人名等記載のあるもの）は削除する。
- 5 提供する資料は、A3版とする。

第21条 （定めなき事項）

この境界確定事務取扱要領に定めなき事項は、市長と協議するものとする。

附則

- 1 この要領は平成19年4月1日より施行する。
- 2 境界確定事務取扱要領（平成17年10月11日一部修正）は廃止する。

附則

- 1 この要領は平成20年4月1日より施行する。
- 2 境界確定事務取扱要領（平成19年4月1日施行）は廃止する。

附則

- 1 この要領は平成21年4月1日より施行する。

附則

- 1 この要領は平成21年9月1日より施行する。
- 2 境界確定事務取扱要領（平成21年4月1日施行）は一部修正する。

附則

- 1 この要領は平成22年4月1日より施行する。
- 2 境界確定事務取扱要領（平成21年9月1日施行）は廃止する。

附則

- 1 この要領は平成22年9月1日より施行する。
- 2 境界確定事務取扱要領（平成22年4月1日施行）は廃止する。

附則

- 1 この要領は平成23年4月1日より施行する。
- 2 境界確定事務取扱要領（平成22年9月1日施行）は廃止する。

附則

- 1 この要領は平成24年5月2日より施行する。
- 2 境界確定事務取扱要領（平成23年4月1日施行）は廃止する。

附則

- 1 この要領は平成26年5月14日より施行する。
- 2 境界確定事務取扱要領（平成24年5月2日施行）は廃止する。

附則

- 1 この要領は令和元年10月1日より施行する。
- 2 境界確定事務取扱要領（平成26年5月14日施行）は廃止する。

附則

- 1 この要領は令和3年4月1日より施行する。
- 2 境界確定事務取扱要領（令和元年10月1日施行）は廃止する。